

令和7年度

第9回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和7年12月9日

湯沢市農業委員会

第9回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和7年12月9日(火)午後1時30分

場所 湯沢市役所会議室25・26

開会 午後1時42分

閉会 午後2時20分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福島 富子	11番	麻生 良子
2番	佐々木 昇	12番	杳澤 弥
4番	川崎 秀悦	15番	高橋 郁夫
5番	水戸 義昭	16番	高橋 忠雄
6番	姉崎 与志弘	17番	宮原 正明
7番	佐藤 昇	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
8番	加藤 艶子	19番	高橋 伸太郎(会長)
9番	由利 幸悦		
10番	瀬川 等		

2) 欠席した委員

3番	伊藤 秀郎	14番	佐藤 栄子
13番	加藤 エリ子		

3) 遅刻した委員

なし

19名中16名出席
(午後1時42分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	新山 栄泰
班 長	高山 善樹
主 幹	柴田 麻紀

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

(3) 申請許可状況

3 議 案

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第30号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第32号 農地・非農地の判断を要する土地について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後1時42分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は16名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>なお、本日欠席届を提出されている委員の方は、3番 伊藤 秀郎 委員、13番 加藤 エリ子 委員、14番 佐藤 栄子 委員 であります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、8番 加藤 艶子 委員、9番 由利 幸悦 委員 の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告1件、議案4件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p> <p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">(新山事務局長、挙手)</p> <p>新山事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告の内容について、ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>

議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書2ページから3ページをご覧ください。</p> <p>1 賃貸借契約合意解約通知は13件で、面積は49,188㎡であります。解約事由は、第三者へ利用権設定するためが3件、耕作者死亡のためが1件、貸人の都合によるものが6件、借人の都合によるものが3件であります。</p> <p>2 使用貸借契約合意解約通知は2件で、面積は17,737㎡であります。解約事由は、第三者へ利用権設定するためが1件、貸人の都合によるものが1件であります。</p> <p>次に、3 申請許可状況であります。先月の転用案件は2件で、5条使用貸借権設定 申請番号 第1号 は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、11月20日付けで許可し、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかった 5条所有権移転 申請番号 第6号 は、11月11日付けで許可しております。報告は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。</p> <p>次に、議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	<p>議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和7年12月9日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書6ページの3条賃貸借権設定 申請番号 第118号、119号、120号は、12番 沓澤 弥 委員 に関する案件となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、3条賃貸借権設定 申請番号 第118号、119号、120号 を審議しますので、12番 沓澤 弥 委員 の退席をお願いいたします。</p>

	(12番 沓澤 弥 委員、退席)	(午後 1 時49分)
議 長	事務局より説明をお願いします。	
	(高山班長、挙手)	
議 長	高山班長。	
高山班長	議案書 6 ページをご覧ください。3 条貸貸借権設定 申請番号 第118号、119号、120号 の 3 件は、面積が17,552㎡で、申請事由は、3 件とも基盤法からの切替えのためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。	
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。	
	(質問なしの声あり)	
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。	
	(全員挙手)	
議 長	全員挙手。3 条貸貸借権設定 申請番号 第118号、119号、120号 について、申請のとおり許可することといたします。 退席者の着席をお願いいたします。	
	(12番 沓澤 弥 委員、着席)	(午後 1 時50分)
議 長	次に、議案第29号 議事参与制限以外の案件について、事務局より説明をお願いします。	
	(高山班長、挙手)	
議 長	高山班長。	
高山班長	議案書 5 ページをご覧ください。議事参与制限以外の案件について、3 条使用貸借権設定は 3 件で、面積は5,548㎡であります。申請事由は、申請番号 第 8 号は基盤法からの切替えのため、第 9 号は経営縮小のため、第10 号は農業者年金受給継続のための再設定であります。 議案書 7 ページから21ページをご覧ください。議事参与制限以外の 3 条貸貸借権設定は60件で、面積は344,786㎡であります。申請事由は、申請番	

	<p>号 第63号は農業廃止のため、第64号、66号、68号、69号、70号、77号、78号、84号、97号、98号、99号は経営縮小のため、それ以外の案件については、すべて基盤法からの切替えのためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に、議案書22ページから24ページをご覧ください。3条所有権移転は11件で、面積は10,005㎡であります。申請事由は、申請番号 第41号は高齢による経営縮小のため、第42号、46号、48号、49号、51号は経営縮小のため、第43号、44号、47号、50号は農業廃止のため、第45号は小作地解放のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(4番 川崎 秀悦 委員、挙手)</p>
議 長	<p>4番 川崎委員。</p>
4 番	<p>議案書22ページの3条所有権移転申請番号第42号の譲受人は現在、耕作面積がないが、農地を取得後、確実に耕作を行うのか。</p> <p>(新山事務局長、挙手)</p>
議 長	<p>新山事務局長。</p>
新山事務局長	<p>申請土地は譲受人の自宅に隣接する農地であり、申請書類からは、取得後、農地として利用し管理していくことが認められると考えます。</p>
議 長	<p>他にご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第29号 議事参与制限以外の「農地法3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第30号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。</p> <p>案件について事務局より説明をお願いします。</p>

議 長	<p>(高山班長、挙手) 高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第30号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和7年12月9日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書26ページから27ページの 農地中間管理事業 促進計画整理番号（転貸人へ）第110号 から 第114号 及び 促進計画整理番号（転借人へ）第155号 は、12番 沓澤 弥 委員 に関する案件、議案書27ページの農地中間管理事業 促進計画整理番号（転貸人へ）第146号 及び 促進計画整理番号（転借人へ）第171号 は、私、19番 高橋に関する案件となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、農地中間管理事業 促進計画整理番号（転貸人へ）第110号 から 第114号 及び 促進計画整理番号（転借人へ）第155号 を審議しますので、12番 沓澤 弥 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(12番 沓澤 弥 委員、退席) (午後1時56分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手) 高山班長。</p>
議 長	<p>議案書26ページから27ページをご覧ください。</p> <p>農地中間管理事業 促進計画整理番号（転貸人へ）第110号、111号、112号、113号、114号 の促進計画案は、賃貸借権が5件で、面積は37,454㎡、再設定が5件であります。</p> <p>促進計画整理番号（転借人へ）第155号 の促進計画案は、賃貸借権の再設定であります。</p> <p>賃料については総会資料記載のとおりであります。</p> <p>県の公告は令和8年1月30日となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>

議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。農地中間管理事業 促進計画整理番号(転貸人へ)第110号 から 第114号 及び 促進計画整理番号(転借人へ)第155号について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。</p> <p>退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(12番 沓澤 弥 委員、着席) (午後1時58分)</p>
議 長	<p>次に、議案書27ページの農地中間管理事業 促進計画整理番号(転貸人へ)第146号 及び 促進計画整理番号(転借人へ)第171号は、私、19番 高橋の案件となります。</p> <p>審議に先立ち、ここで議長を交代しますので、暫時休憩いたします。</p> <p>(午後1時58分)</p>
議長(職務代理)	<p>休憩前に引き続き議事を再開いたします。(午後1時58分)</p>
議長(職務代理)	<p>それでは、議案書27ページの農地中間管理事業 促進計画整理番号(転貸人へ)第146号 及び 促進計画整理番号(転借人へ)第171号 を審議しますので、19番 高橋 伸太郎 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(19番 高橋 伸太郎 会長、退席) (午後1時59分)</p>
議長(職務代理)	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
議長(職務代理)	<p>(高山班長、挙手) 高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書27ページをご覧ください。</p> <p>農地中間管理事業 促進計画整理番号(転貸人へ)第146号 の促進計画案は、賃貸借権の再設定で、面積は11,159㎡であります。</p> <p>促進計画整理番号(転借人へ)第171号 の促進計画案は、賃貸借権の再設定であります。</p> <p>賃料については総会資料記載のとおりであります。</p> <p>県の公告は令和8年1月30日となっております。説明は以上です。</p>

議長(職務代理)	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長(職務代理)	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。</p> <p>賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(職務代理)	<p>全員挙手。農地中間管理事業 促進計画整理番号(転貸人へ)第146号及び促進計画整理番号(転借人へ)第171号について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。</p> <p>退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(19番 高橋 伸太郎 会長、着席) (午後2時00分)</p>
議長(職務代理)	<p>ここで、議長を交代しますので、暫時休憩いたします。</p> <p>(午後2時01分)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、議事を再開いたします。(午後2時01分)</p>
議長	<p>次に、議案第30号 議事参与制限以外の促進計画案について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書28ページから40ページをご覧ください。</p> <p>議事参与制限以外の促進計画案について、議事参与制限以外の農地中間管理事業 促進計画案(転貸人へ)は、賃貸借権が38件で、面積は341,776.52㎡、新規の設定が10件、再設定が28件であります。使用貸借権が2件で、面積は6,504㎡、再設定が2件であります。</p> <p>促進計画案(転借人へ)は、賃貸借権の新規設定が6件、再設定が16件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に、議案書41ページをご覧ください。</p> <p>農地中間管理事業(移転)の促進計画案は、賃貸借権の移転が1件で、面積は20,728㎡であります。移転事由は、移転する者は経営縮小のため、移転を受ける者は経営拡張のためであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。</p>

	<p>続きまして、議案書42ページから44ページをご覧ください。</p> <p>農地売買等事業は7件で、面積は39,330㎡であります。申請事由は、整理番号 第11号から17号 まで7件すべて経営縮小のため、農地売買等支援事業による公社買入れであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>県の公告は令和8年1月30日となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(11番 麻生 良子 委員、挙手)</p>
議長	<p>11番 麻生委員。</p>
11番	<p>議案書42ページからの農地売買等事業について、公社から受け手への売渡しの時期はいつ頃で、受け手は決まっているのか。</p>
議長	<p>(新山事務局長、挙手)</p> <p>新山事務局長。</p>
新山事務局長	<p>今回の公社買入の案件については、1月30日に促進計画の県公告が行われた後、農業公社への所有権移転登記手続き等を経まして、受け手希望者はすでにおりますので、来年の春頃には、公社から受け手への売渡し手続きが進められるものと考えております。</p>
議長	<p>他にご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。</p> <p>賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第30号 議事参与制限以外の促進計画案について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。</p> <p>次に、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議長	<p>高山班長。</p>

議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和7年12月9日提出。

5条 使用貸借権設定 申請番号 第2号 について説明させていただきます。議案書46ページ、議案付属資料78ページから86ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市[]、地目は田、面積は[]㎡であります。

申請内容は、申請人（借人）が営んでいる[]業の事業拡大に伴い、[]工場の増設が必要になったが、既存の工場敷地が手狭なことから、申請地に工場を新設するための転用であります。

申請地は、市立稲川中学校から[]km、湯沢市役所稲川庁舎から[]kmに位置し、東側は雑種地、西側は原野、南側は田、北側は道路に隣接しており、農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断しました。

事業計画は、造成・盛土工事は行わず、一体として利用する農地以外の土地[]㎡を合わせた[]㎡に、[]工場[]㎡、従業員用等[]台・来客用[]台分の駐車場、通路及び雪寄せ場等[]㎡を整備するものです。

事業費は、造成・整地経費[]円、施設・建物建設経費[]円、設計費[]円、測量・登記経費[]円、搬入費等諸経費[]円、計[]円で、資金計画は、全額自己資金となっており、残高証明書及び法人保険の解約返戻金額が記載された保険会社発行の書類により確認しております。

被害防除計画は、東西南北すべてに緩衝地を設け、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水排水は駐車場等に側溝及び柵を設け水路放流し処理するほか、自然流下により処理する計画です。

許可判断として、申請地は第2種農地ですが、申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、規則第33条第4号の不許可の例外に該当するものと考えられるため、やむを得ないものと判断しました。

次に、5条所有権移転 申請番号 第7号について説明させていただきます。議案書47ページ、議案付属資料87ページから94ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市[]、地目は田、面積は[]㎡であります。

申請内容は、現在夫婦と子供2人で妻の実家に同居しているが、学校に


	<p>近く住環境として良好な地域にある申請地を取得して、住宅を建築するための転用であります。</p> <p>申請地は、市立湯沢南中学校から■■■■km、市立湯沢西小学校から■■■■kmに位置し、東側は田、西側は道路、南側は水路、北側は田に隣接しており、農地区分は、都市計画区域・第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地であると判断しました。</p> <p>事業計画は、造成・盛土工事は行わず、住宅■■■m²と駐車場・雪寄場等■■■m²を整備するものです。</p> <p>事業費は、用地取得費■■■■円、建物建設経費・設計費■■■■円、測量登記経費■■■■円、搬入等諸経費■■■■円、計■■■■円で、資金計画は全額借入資金となっており、金融機関の融資証明書により確認しております。</p> <p>被害防除計画は、周辺の農地及び隣接地に大きな支障を及ぼす可能性がないことから特に防除措置は行わず、汚水・生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は自然流下により処理するものです。</p> <p>許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、15番 高橋 郁夫 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(15番 高橋 郁夫 委員、挙手)</p> <p>15番 高橋 郁夫 委員。</p>
15 番	<p>議案第31号の現地確認について報告いたします。</p> <p>11月27日、16番 高橋 忠雄 委員と私の2名、事務局1名とで現地確認をしてまいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>説明及び報告が終わりました。議案第31号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第31号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p>

<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第31号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に、議案第32号「農地・非農地の判断を要する土地について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長</p>
<p>高山班長</p>	<p>議案第32号「農地・非農地の判断を要する土地について」、「農地法の運用について」の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)、以降「運用通知」と略して説明させていただきます、第3の1の(3)のウ及び第4の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の判断を行うことについて決定を要す。令和7年12月9日提出。</p> <p>非農地の判断につきましては、運用通知第3の1の(3)のウ及び第4の規定に基づき、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査(農地パトロール)の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされています。</p> <p>非農地の判断基準は、運用通知第4の(4)に、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されていない土地で、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、それ以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合のいずれかに該当するものは、農地に該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものと定められています。</p> <p>議案書49ページをご覧ください。</p> <p>今回、非農地の判断を要する土地は、本年度の農地パトロールにおいて、担当する農業委員・農地利用最適化推進委員の調査で、現況が雑木等の立木や雑草が繁茂しているなどにより、農地に復元することが困難な状態にあると考えられるとの調査結果となった合計4筆の土地で、面積は784㎡あります。</p> <p>また、この農地パトロールの結果については、10月14日開催の第3回農地対策専門委員会へ報告し、再生利用が困難と見込まれる農地は「非農地</p>

	<p>判断」を検討することとなり、11月11日開催の第12回合同会議において、農地パトロールの実施結果により再生利用が困難と見込まれる遊休農地については「非農地判断」の手続きを進めていくこととしていたものであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第32号「農地・非農地の判断を要する土地について」は、非農地と判断することといたします。</p>
議 長	<p>これもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後2時20分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和7年12月9日

議長 高橋 伸太郎 

署名委員 8番 加藤 艶子 

署名委員 9番 由利 幸悦 